

大高企第188号
令和2年7月6日

行政文書不開示決定通知書

山 中 理 司 様

大阪高等検察庁検事長 植 原 一 夫



令和2年5月21日受付（受付第1号）の行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称（請求する行政文書の名称等）

判決後の実刑収容の実態として、刑の執行確保に重大な支障が生じている状態が発生しているかどうかについて、大阪高検が作成した文書（最新版）

2 不開示とした理由

請求に係る文書は、「訴訟に関する書類」に該当し、存否はともかく、その請求からして、刑事訴訟法第53条の2第1項の規定により、法の適用が除外されるため。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、検事総長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所、大阪地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお、この決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお、裁決の日から1年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

* 担当課等 大阪高等検察庁企画調査課情報公開窓口（担当者名：根本）
Tel: 06-4796-2100 (内線: 2108)